
建築動態統計調査

【補正調査】

◇用語の定義

建築物の用途	…P1
構造	………P3
工事の変更	………P3
工事実施額	………P4

<建築物の用途>.....

居住

建築物用途分類の大分類「A. 居住専用住宅」、「B. 居住専用準住宅」及び「C. 居住産業併用建築物」に属するもの。

農林水産業

建築物用途分類の大分類「D. 農林水産業用建築物」に属するもの。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業

建築物用途分類の大分類「E. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」に属するもの。

製造業

建築物用途分類の大分類「F. 製造業用建築物」に属するもの。

電気・ガス・熱供給・水道業

建築物用途分類の大分類「G. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物」に属するもの。

情報通信業

建築物用途分類の大分類「H. 情報通信業用建築物」に属するもの。

運輸業

建築物用途分類の大分類「I. 運輸業用建築物」に属するもの。

卸売業、小売業

建築物用途分類の大分類「J. 卸売業、小売業用建築物」に属するもの。

金融業、保険業

建築物用途分類の大分類「K. 金融業、保険業用建築物」に属するもの。

不動産業

建築物用途分類の大分類「L. 不動産業用建築物」に属するもの。

宿泊業、飲食サービス業

建築物用途分類の大分類「M. 宿泊業、飲食サービス業用建築物」に属するもの。

医療、福祉

建築物用途分類の大分類「O. 医療、福祉用建築物」に属するもの。

教育、学習支援業

建築物用途分類の大分類「N. 教育、学習支援業用建築物」に属するもの。

その他のサービス業

建築物用途分類の大分類「P. その他のサービス業用建築物」に属するもの。

国家公務、地方公務

建築物用途分類の大分類「Q. 公務用建築物」に属するもの。

その他

建築物用途分類の大分類「R. 他に分類されない建築物」に属するもの。

<構造>.....

木造

主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が木造のもの。(木造モルタル塗及び土蔵造を含む。)

鉄骨鉄筋コンクリート造

主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。(CFT構造を含む。)

鉄筋コンクリート造

主要構造部が型枠の中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造。

鉄骨造

主要構造部が鋼材(炭素鋼若しくはステンレス鋼)又は鋳鉄で造られたもの。(鉄骨を耐火被覆してあるもの、軽量鉄骨造も本分類に含む。)

コンクリートブロック造

鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。(外壁ブロック造を含む。)

その他

石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

<工事の変更>.....

1

1年以上未着工

2

工事中止

3

用途変更

4

構造変更

<工事実施額>.....

主体工事実施額、建築設備工事実施額(定義 建築基準法第2条
第3号の定義による「建築設備」に要する費用)の合計